

(様式3)

令和 年 月 日

一般社団法人三豊市文化・スポーツ振興事業団
代表理事 正田 尚記 様

登録者推薦書

(三豊市文化・スポーツ指導員人材バンク申請)

申請者氏名	
-------	--

上記の者は、指導する実技に関する専門的な知識・技能を有しており、三豊市文化・スポーツ指導員に適格であるため、三豊市文化・スポーツ指導員人材バンクに推薦いたします。

令和 年 月 日

《 推 薦 者 》

団体名称

代 表 者

三豊市文化・スポーツ指導員人材バンク登録者募集要項（抜粋）

■趣旨

三豊市内の文化芸術・スポーツ活動の充実、発展に向け、地域団体や学校等の要請に応じた適時かつ適切な指導員の配置を行うため、三豊市文化・スポーツ指導員人材バンク（以下、「人材バンク」）を設置する。

本要項においては、人材バンクの登録者募集において必要な事項を定める。

■資格・要件

人材バンクに登録しようとする指導者は、指導する種目に関する専門的な知識・技能に加え、依頼団体の方針に沿って活動できる者で、以下の(1)～(4)の全てを満たす者とする。

- (1) 20歳以上の者
- (2) 地方公務員法第16条および学校教育法第9条各号に該当しないこと
- (3) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等指導員として不適格と認められる事項のないこと
- (4) 以下の①～④のいずれかに該当する者
 - ① 教員免許を授与された経験のあるもの（有効・無効を問わない）で、当該種目の部活動の指導実績のある者
 - ② 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者
 - ③ 学校教育法第1条に規定する学校において、当該種目の部活動の指導実績のある者
 - ④ 市スポーツ協会、市文化協会、市教育委員会、市内中学校長のいずれかから推薦のある者
 - ⑤ 高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学もしくは大学院に在籍しており、当該種目の経験を持ち、(児童生徒への指導実績がある人材で、)出身学校、専門学校、大学の関係者等から指導員として適格であると推薦された者

■業務内容

（地域団体での指導の場合）

主な業務内容については、紹介団体と登録指導者において協議し、決定する。

（部活動指導員として顧問での勤務の場合）

学校長の監督の下、以下の業務に従事する。

- (1) 技術指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 部活動に関する校外活動（大会・試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検、管理
- (5) 部活動に関する保護者等への連絡
- (6) 部活動における生徒指導
- (7) 事故が発生した場合の現場対応
- (8) 部活動の管理運営

（部活動外部指導者としての勤務の場合）

紹介された学校の当該部活動顧問教員と連携し、生徒の技術向上を図るとともに、技術指導の側面から顧問教員の補佐を行うものとする。